

ケース② 新型コロナ「疑い患者」が外来受診した場合

患者自身が実施した抗原検査等により「陽性」が判明し外来受診した

はい

いいえ
(事前に検査を行わず受診した)

算定可能な診療報酬と患者一部負担金の請求先	患者自己負担
	なし
	「検査」公費に請求
	なし
	「検査」以外の公費に請求
初・再診料 院内トリージ実施料 救急医療管理加算 1	
(投薬を行った場合は以下を算定) 処方箋料等	

「陽性」の診断方法は・・・	
検査を実施	みなし陽性 (陽性者の同居家族等が有症状)

検査結果の判明は・・・	
受診中に陽性が確認された	左記以外 (患者帰宅後や受診翌日以降に陽性が確認された)

算定可能な診療報酬と患者一部負担金の請求先	患者自己負担
	初・再診料 院内トリージ実施料 ●二類感染症患者入院診療加算 請求コード：113033650
	(検体採取を行った場合は以下を算定) 検体採取料
	「検査」公費に請求
	検体検査実施料 検体検査判断料
	「検査」以外の公費に請求
	救急医療管理加算 1
(投薬を行った場合は以下を算定) 処方箋料等	
●は公表されている「診療・検査医療機関」のみ算定可能 (2022年9月30日まで算定可)	

算定可能な診療報酬と患者一部負担金の請求先	患者自己負担
	初・再診料 院内トリージ実施料 ●二類感染症患者入院診療加算 請求コード：113033650
	「検査」公費に請求
	なし
	「検査」以外の公費に請求
	救急医療管理加算 1
(投薬を行った場合は以下を算定) 処方箋料等	
●は公表されている「診療・検査医療機関」のみ算定可能 (2022年9月30日まで算定可)	

算定可能な診療報酬と患者一部負担金の請求先	患者自己負担
	初・再診料 院内トリージ実施料 ●二類感染症患者入院診療加算 請求コード：113033650
	(検体採取を行った場合は以下を算定) 検体採取料
	(投薬を行った場合は以下を算定) 処方箋料等
	「検査」公費に請求
	検体検査実施料 検体検査判断料
	「検査」以外の公費に請求
なし	
●は公表されている「診療・検査医療機関」のみ算定可能 (2022年9月30日まで算定可)	